

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和8年6月2日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302、303

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市郷土資料館運営協議会委員の任命について

議案第2号 令和8年度白井市教育費補正予算（第2号）（案）について

7. 協議事項

協議第1号 文化センター改修等事業について

8. 報告事項

報告第1号 白井市生涯学習推進委員会委員の任命について

報告第2号 白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

報告第3号 令和8年度白井市教育委員会事務事業点検評価者の選任について

報告第4号 要保護準要保護児童生徒の認定について

9. その他

10. 教育長閉会宣言

○出席委員等

教 育 長 井上 功

委 員 齊藤 豊

委 員 中里 敏康

委 員 松田 加奈子

委 員 久保 利枝

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 齊藤 祐二

教育部参事 山本 高寿

教育部参事 村田 安彦

教育総務課長 落合 一矢

生涯学習課長 奥村 敏直

文化センター長

高花 宏行

書 記

中村 妃佐

書 記

大坪 照平

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、ただいまより令和 8 年第 6 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は、5 人全員ですので、会議は成立です。

本日の議題は、お手元の議事日程のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程 2、会議録署名人は、教育長より事前に中里委員、松田委員が指名されております。
よろしく願いいたします。

○前回会議録の承認

○事務局 日程 3、前回会議録の承認について、訂正等がありましたら挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

挙手がないため、訂正なしの確認ができましたので、前回の会議録は承認されました。

○委員報告

○事務局 日程 4、委員報告について、各委員からお願いいたします。

○松田委員 5 月 21 日、浦安市で行われました令和 8 年度千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会に教育委員全員で出席いたしました。

29 日、上越市で行われました令和 8 年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会新潟大会も同様に教育委員全員で出席いたしました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか。

〔挙手なし〕

○教育長報告

○事務局 日程 5、教育長報告、井上教育長、お願いいたします。

○井上教育長 それでは、私から教育長報告を行います。

5 月 7 日、8 日、高崎市で行われました令和 8 年度関東地区都市教育長協議会総会に出席いたしました。

9 日、市 P T A 連絡協議会総会に出席いたしました。

14 日、15 日、高知市で行われました第 76 回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会高知大

会に出席いたしました。

20日、印西市松山下公園陸上競技場で行われました、第64回第三部会小学校陸上競技大会の応援に行きました。

21日、浦安市で行われました令和8年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会に出席いたしました。

26日、市民プール安全祈願祭に出席いたしました。

29日、上越市で行われました令和8年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会新潟大会に出席いたしました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの委員報告、教育長報告で確認したいこと等ございましたら、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

次に、非公開案件について伺います。

○非公開案件について

報告第4号 「要保護準要保護児童生徒の認定について」は、白井市情報公開条例第9条第1項第1号に該当する案件であることから、非公開の審議が適切かと思います。

報告第4号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○事務局 ありがとうございます。全員賛成により、報告第4号は非公開といたします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、教育長から事前に齊藤委員が指名されております。

6の議決事項、7の協議事項、8の報告事項について、進行をお願いいたします。

それでは、齊藤委員、よろしくお願いいたします。

○齊藤委員 ただいま指名されました齊藤です。

日程6、議決事項から議事進行を行います。よろしくお願いいたします。

議案第1号 「白井市郷土資料館運営協議会委員の任命について」

○齊藤委員 日程6、議決事項、議案第1号 「白井市郷土資料館運営協議会委員の任命について」事務局から説明をお願いいたします。

○高花文化センター長 議案第1号 「白井市郷土資料館運営協議会委員の任命について」、御説明いたします。

白井市郷土資料館設置管理条例の規定により、白井市郷土資料館運営協議会委員の任命について、白井市教育委員会行政組織規則第7条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるもので、提案理由は、教職員の異動により、新たに教育機関の職員を委員として任命するため、提出するものでございます。

1枚めくってください。

白井市郷土資料館運営協議会委員名簿を記載してございます。

委員定数は８人以内で、名簿記載者のうち、黒枠で囲んだ７番の委員１名が今回、新たに任命する委員となります。

選出区分は、教育機関の職員で、白井中学校教諭の山崎政登氏です。

任期は、前任者の残任期間となり、令和８年６月２日から令和１０年６月３０日までとなります。

以上、議案第１号「白井市郷土資料館運営協議会委員の任命について」の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第１号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

御質問がないようですので、議案第１号についてお諮りをいたします。

議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○齊藤委員 全員賛成により、議案第１号については、原案のとおり決定をいたします。

議案第２号 「令和８年度白井市教育費補正予算（第２号）（案）について」

○齊藤委員 続きまして、議案第２号「令和８年度白井市教育費補正予算（第２号）（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第２号「令和８年度白井市教育費補正予算（第２号）（案）について」について、御説明いたします。

本案は、令和８年第２回白井市議会定例会に提案する予算案について、議会の議決を要するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、市長から意見を求められたので、白井市教育委員会行政組織規則第７条第１項第３号の規定により、議決を求めるものでございます。

次のページに一覧表を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

始めに、継続費の補正になります。

９款２項、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事、小学校分の年割額の令和８年度に４３６万３，０００円を増額補正するものでございます。

続いて、債務負担行為の補正です。

小中学校学習用端末等賃貸借料の限度額を３億７，６７９万８，０００円に増額補正するものでございます。

次のページに移らせていただいて、一般会計の歳出を御説明させていただきます。

ナンバー１、学校政策課、９款１項３目、教育総務費、指導費、４事業、部活動地域展開推進事業、補正額６１万３，０００円につきましては、休日における校内での活動を安全に運営するために、機械警備の設定を行いたいことから、工事請負費を補正するものでございます。

ナンバー２、学校政策課、９款１項４目、教育総務費、学校事務費、３事業、教育ＤＸ推進事業、補正額８６万７，０００円につきましては、電算委託料や学習用端末等賃貸借料の物価高騰に伴う賃貸借料及び保守費用を補正するものでございます。

ナンバー３、教育総務課、９款２項１目、小学校費、学校管理費、４事業、小学校施設教育環境向

上事業、補正額 198 万 4,000 円につきましては、白井第二小学校の校内支援センター新設に伴い、特別支援学級の配置替えが必要となったことから、新たな教室へ空調設備を新設するための工事請負費を補正するものでございます。

ナンバー 4、教育総務課、9 款 2 項 3 目、小学校費、学校建設費、1 事業、小学校施設改修等事業、補正額 436 万 3,000 円につきましては、令和 8 年 3 月から適用の新労務単価等によるインフレスライド条項適用工事となる継続費、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事の工事請負費を補正するものでございます。

以上、議案第 2 号「令和 8 年度白井市教育費補正予算（第 2 号）（案）」の御説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

議案第 2 号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

○中里委員 参考までにお聞きしたいのですけれども、2 ページ目のナンバー 1 で説明の機械警備設定工事の内容を教えてください。

○落合教育総務課長 機械警備は、センサーがついていて外部から侵入があった場合に、そのセンサーに反応した場合、警備会社に通報するものになりますが、休日の部活動が地域展開になり、文化系の部活動が校舎に出入りすることにより、センサーや解除する装置を移設する必要が生じたので、補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○齊藤委員 よろしいですか。

○中里委員 はい。

○齊藤委員 そのほかにもございますか。私からもよろしいですか。同じく 2 ページのナンバー 4 ですが、桜台小学校校舎改修工事等ということで、令和 8 年 3 月から適用の新労務単価等によるインフレスライド条項適用対象工事については、事前には分からなかったのでしょうか。

○落合教育総務課長 この労務単価というものが、毎年度末に国土交通省が調査を行って、労務費の改定を行っているところでございますので、これは事前に分かるものではありません。調査結果によって、労務費が決定してくるところでございますので、事前には分からないところでございます。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

そのほかにもございますか。

〔挙手なし〕

それでは、ないようですので、議案第 2 号について、お諮りをいたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○齊藤委員 全員賛成により、議案第 2 号については、原案のとおり決定をいたします。

協議第 1 号 「文化センター改修等事業について」

○齊藤委員 日程 7、協議事項「文化センター改修等事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

○高花文化センター長 協議第1号「文化センター改修等事業について」御説明いたします。

本件は、現在進めている文化センター改修等事業について、今後の進め方について協議するものです。

別紙、裏面を御覧ください。

協議事項につきましては、文化センター改修等事業の今後の進め方について、現行の計画では、大規模改修基本計画を策定して、策定した計画に基づき、文化センターの改修工事に着手する流れとなっています。

しかし、次の理由により、今後の進め方を再検討することとし、現在、策定作業を進めている大規模改修基本計画は策定せずに終了するというものです。

この理由でございますが、市では、令和8年度から令和17年度までの10年間のまちづくりのビジョンと、前期5年間の市のまちづくりの指針である第6次総合計画を策定するに当たり、計画期間の10年間に入ってくる歳入、いわゆる収入と市が実施する全ての想定事業費、支出を積み上げて、財政の見通しを立てる財政推計を策定しております。

その財政推計で、文化センターの大規模改修事業として見込んでいた予定事業費と、現在検討している大規模改修基本計画案で積算した改修工事費を比較すると大幅に増額となり、このまま進めると、将来の市民サービスや財政運営への影響が大きく、実現可能性が非常に低いことから、文化センターの改修等について、様々な方策を検討するためでございます。

協議事項の詳細について御説明いたしますので、次のページにございます資料1、「文化センター改修等事業について」を御覧ください。

これまでの経過といたしまして、文化センター改修等事業では、令和5年5月2日に白井市教育委員会が策定した白井市文化センターのあり方に関する方針に基づき、令和7年度から8年度までの2か年事業として、白井市文化センター大規模改修基本計画、以下、計画といいます、の策定を進めております。

計画を策定するに当たっては、市民から意見を聞くため、令和7年8月から9月にかけて、市民アンケートを実施し、令和7年11月から令和8年3月にかけて、文化センター各館、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の運営協議会と意見交換を実施し、市民意見の集約に努めてまいりました。

市民意見のほかにも、文化センター各館職員及び市の関係部署へのヒアリングを実施したほか、令和8年2月には、民間事業者の意見やアイデアを直接聞くサウンディング型市場調査を行い、様々な視点からの意見やアイデアを把握してきました。

教育委員会では、計画策定の途中経過として、令和8年1月に、それらを踏まえた基本計画構成案、目次及び各館機能における検討項目について御意見を頂き、了承を得たところまでは御承知のとおりです。

次に、2の概算事業費といたしまして、基本計画で検討する各館の機能が明確になったことで、次の段階として、文化センターの改修の概要と、それにかかる費用として、改修工事費の詳細な検討を進めました。

改修工事費については、令和3年11月の第4回文化センターのあり方検討委員会の資料として提出した文化センターを開館当時に原状回復するためにかかる経費として積算した概算額約38.8億

円を参考額として、先ほど御説明した財政推計に計上して進めてきました。

しかし、今回委託している基本計画策定業務で改めて実施した空調設備や給排水設備の配管の劣化度調査に基づく改修内容の精査、白井市文化センターのあり方に関する方針に基づく利用者が使いやすい設備や機器の導入、機能縮小に係る関連工事の追加、令和7年8月26日から9月15日まで実施した市民アンケート結果等を参考に積算したところ、近年の社会情勢の影響による物価高騰等もあり、改修工事費が大幅に増額することが判明いたしました。

概算事業費については、その後、委託事業者への具体的な改修内容を確認して、なるべく費用がかからないよう再積算や内容の精査を指示したり、文化センター各館職員と、それぞれ改修内容について再協議したりする等、工事費用の低減に努めてきましたが、改修工事費は、令和8年3月現在で82.1億円となりました。

続きまして、基本計画案の概要と概算事業費の内訳について御説明しますので、3ページにあります資料2を御覧ください。こちらの資料を御確認いただきます。

白井市文化センターのあり方に関する方針に基づき、各館や共用部の機能、規模の縮小、空きスペース等の利活用を検討し、まとめました。

まず、左側の1番、改修後に文化センターで実施する事業や取組案として、文化会館管理運営事業ほか、現在実施している既存事業は、改修後も継続して実施します。

新規事業案といたしましては、2階研修室の1・2、中ホールを分割して会議室とする貸会議室事業、ドーム天井を利用したシアター等、プラネタリウム館の多目的利用、他行政機能の導入、2階喫茶スペースを利活用したコワーキングスペース事業、1階エントランスロビーや前庭等での飲食事業とし、各事業や取組の運営については、現状のとおり、市が直営で運営していくか、市や民間事業者が連携して実施していく官民連携等について、継続して協議していくこととしました。

次に、その下にある2の施設の改修方針ですが、改修の基本的な考え方として、4つの視点を基に改修方針を検討しました。

まず、視点①として、文化センターを使い続けるための改修（保全改修）。これは、施設の機能が劣化等により低下した施設・設備の改修や、建物竣工以降に制定・改正された関係法令等に適合させる改修、特定天井等の案です。

視点②として、既存機能の回復・法適合に係る改修。これは、内装等の修繕が壊れてから修繕するのではなく、トラブルが起きないように予防していく予防保全をすることにより、今後の故障等を防止して、故障による突発的な支出を防ぎ、維持管理費を抑えていく改修案です。

視点③として、既存機能の向上・バリューアップに係る改修。これは、白井市文化センターのあり方に関する方針に基づく各館や共有スペースの改修、バリアフリー化や対災害性能の向上等により、誰もが使いやすい文化センターを目指す改修案です。

視点④として、付加の機能向上・バリューアップに係る改修。これは、利用者ニーズの変化や省エネルギー化、SDGs等、社会ニーズへの対応を図る改修案です。

計画策定に当たっては、この4つの視点の実現を基に検討した改修内容について、概算事業費を積算しました。

改修事業費は、先ほど御説明したとおり、現行の財政推計で市が見込んでいた38.8億円に対して、基本計画案では82.1億円となりました。

また、工事費以外として、財政推計には、基本設計、実施設計等の諸経費として５億８，１００万円を計上していますが、基本計画案では、策定業務を進めていく中で必要性が判明したアスベスト調査費等の経費３，５００万円が追加となり、工事費以外の合計６億１，６００万円を加え、大規模改修工事費全体で必要な額が８億８，５００万円となりました。この額から、現行の財政推計額の合計４億４，３００万円を差し引くと、４億３，２００万円の乖離が明らかとなったものです。

それでは、資料１の２ページにお戻りください。

次に、３、他課との協議についてといたしまして、教育委員会としては、現在検討している基本計画案の内容で改修工事に着手したいところでしたが、事業費が増額となったことを踏まえ、市財政課に、今回増額となった支出分を今後１０年間の財政推計に反映させた場合に、市の財政運営上どのくらい影響するのかを確認の上、財政課と市の総合計画を所管する企画政策課と協議をいたしました。

その結果、教育委員会がこのまま進めたい意向については、理解をいただきましたが、現行の財政推計で見込んでいた金額との乖離が大きいことから、このまま事業を進めることは難しいとの指摘を受けた次第です。

具体的には、先ほども少し触れましたが、財政推計は、今後１０年間に市に入ってくる歳入、収入と、市が実施する全ての想定事業費、支出を積み上げて、財政の見通しを立てることにより、各事業が実施できる根拠としていますが、文化センターの大規模改修事業の事業費が大幅に増額することによって、将来的に市の財政を圧迫し、その影響は、教育部の予算にとどまらず、ほかの事業やサービスへも及ぶことから、現状では実現可能性が低いため、このまま進めることは許容できないと判断されました。

現行の財政推計との乖離につきましては、資料５、文化センター大規模改修に係る財政推計を御覧ください。資料の７ページでございます。

この資料の一番下の（３）まとめのところを御覧ください。

こちらに教育委員会事務局案について、令和１７年度末の財政調整基金残高、これは市の貯金ですが、現行財政推計と比較すると、７億円下回り、行政経営指針で目標としている基金残高を達成できない見込みであるとあります。

行政経営指針は、将来を見据えて持続可能な行政運営を推進するために、財政のあるべき姿、望ましい水準として数値目標を定めていて、その一つに、市の貯金である財政調整基金が災害等の不測の事態に備えた財政対応ができるかという視点で、一定金額以上を確保することを定めています。

計画案どおり大規模改修を実施した場合には、市の貯金である財政調整基金残高が行政経営指針の目標値を下回り、達成できない見込みとなるため、災害等への対応に支障が出るおそれが危惧されます。

また、令和１７年度末の地方債残高、いわゆる市の借金ですが、現行財政推計と比較すると約３８億円増加し、将来負担が増大するとともに、令和１８年度以後における義務的経費の増加につながる見込みであると記載があります。

義務的経費は、その下の米印にもございますけれども、支出が義務づけられた市が負担する経費で、この経費が増加すると、市が自由に使えるお金が少なくなり、新規事業等ができなくなりますので、令和１８年度以後における義務的経費が増加するということは、将来世代の負担が大きくなり、市が実施する事業の制限につながる見込みがあることとなります。

これらのことから、このまま継続していくことは、実現性が低いと判断されました。

なお、このほかに参考資料として、令和8年1月の教育委員会議で提示した資料3、文化センター各館機能における検討項目、資料4、文化センターのあり方に関する方針を添付してございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○齊藤委員 ありがとうございます。

それでは、協議事項について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○松田委員 令和3年度に38.8億円ということで、今回5年経って、倍以上の金額になってすごく驚いたのですけれども、最初にそもそも財政推計に38.8億円しか計上していなかったのは、なぜなのかということと、令和3年度の数字なので、それを最近の社会情勢、物価の上昇に当てはめると、どのような状況になり、どのくらいの影響があるのでしょうか。

○高花文化センター長 現行の財政推計に計上している38.8億円でございますけれども、こちらは令和3年11月の文化センターのあり方検討委員会で、劣化が進行している施設を大規模改修により開館当初と同等の機能まで回復させる案として提示をしたものでございまして、積算に当たりましては、詳細な調査等は行っておりませんでした。

その後は、現在実施している基本計画策定業務で詳細な調査や工事内容の検討は行ってきたところではございましたが、財政推計を積算する段階では、38.8億円としたものでございます。

また、物価上昇の影響につきましては、参考の数字となりますが、文化センターのあり方検討委員会で出されたこの38.8億円につきましては、令和3年10月時点の金額ですが、これを国土交通省が公表している資料を基に、令和7年12月時点の金額で試算すると、約45億円となり、6.2億円程度、約16パーセントの上昇となります。

昨今の世界情勢等の影響もありまして、今後もさらに物価が上昇することが想定されますので、仮にこのまま予定どおり事業を進めた場合、数年先の大規模改修に着手する時点では、さらに金額が上昇するものと推定されます。

以上でございます。

○松田委員 ありがとうございます。

○齊藤委員 ほかにございますか。

○久保委員 今のところにも関わってきますが、工事の費用について、この大規模改修に82.1億円かかるということは、この3月まで分からなかったのでしょうか。

○高花文化センター長 概算の額は、年末ぐらいまでには示されていたところですが、市民アンケートの結果、各館の運営協議会との意見交換に基づく改修内容の検討、それから、空調設備や給排水設備の配管の劣化度調査に基づく改修内容の精査、物価上昇等を加味した事業費の再積算を委託業者に指示する等、改修内容の協議や調整を実施した結果として、委託業者から最終的なこの金額案が示されたのが令和8年3月となっております。

その後、市内部で積算内容の確認や関係課等の下打合せを実施し、実現性を検討していたところでございます。

以上でございます。

○久保委員 市の関連部署との話し合いというのは、いつ頃行われたのですか。

○高花文化センター長 令和8年3月に最終的な事業計画案がまとまり、その時点で現行の財政推計

で見込んでいた金額との乖離が大きいことが判明しましたので、3月下旬に関係課と協議を行いました。そして、4月に入りまして、財政課に82億円の事業費を反映させた財政推計を試算してもらっております。こちら資料5に添付したとおりなのですが、その後、5月に財政課及び企画政策課と事業計画案のとおり事業を進められるかどうかの協議を行いました。

以上でございます。

○久保委員 分かりました。ありがとうございます。

○齊藤委員 よろしいですか。

ほかにございますか。

○中里委員 工事費が増えた理由として、先ほどの空調設備、給排水設備等という話がありましたが、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいのと、市民アンケートにより、その分の追加工事があった内容を教えてほしいと思います。

○高花文化センター長 先ほどの御説明と重複するところがございますけれども、財政推計に計上してある38.8億円につきましては、令和3年11月の文化センターのあり方検討委員会で、劣化が進行している施設を開館当初と同等の機能まで回復させる案として提示されたものです。

ただ、その積算に当たっては、詳細な調査が行われていなかったもので、今回実施している基本計画策定業務で配管類の劣化度調査を実施したところ、配管類の更新も必要であることが判明し、冷温水の配管であるとか、給排水管の改修を追加したほか、利用者スペース内の修繕工事等も追加しております。

また、2番目の質問にございました市民アンケートですとか各館の運営協議会との意見交換を踏まえまして、内装の改修やバリアフリー化、開館以来、なかなか活用が進んでいなかった中庭の有効活用等、文化センターを利用しやすくするための改修、社会ニーズへの対応としてコワーキングスペース設置やWi-Fiの新設、太陽光パネルの設置、図書館書庫の縮小に伴う家具の新設、郷土資料館の展示の面積縮小に伴う間仕切りの変更や展示ケースの撤去や新設、プラネタリウム館の座席数減等、機能縮小にかかる工事を追加しています。

以上でございます。

○中里委員 ありがとうございます。

もう1点、大規模改修の費用が令和8年3月ぐらいの事業計画案で分かってきたことですが、これまでの時間は短いのですけれども、計画案が出るまで何か月かあったと思います。その間で費用が分かった時点、または、動いていく過程の中で、これは高くなってきたなという動きの中で、何かしらの工事を減らしたり縮小したりということは検討しなかったのでしょうか。

○高花文化センター長 確かに御指摘のとおり、事務局としても、何か少しでも削減できないかということで改修費用の検討は行ったところです。

しかしながら、施設設備の老朽化等に係る改修費用の負担が大きく、改修項目の中で削減できるものを見ても、わずかな金額であるということが確認できました。

資料2をもう一度御覧いただけますでしょうか。

この資料2の左側の2番に施設の改修方針ということで書かせていただいているのですが、視点が4つということで御説明しましたが、この視点の1、2は、文化センターを使い続けるために最低限必要な改修となるわけなのですが、これだけでも財政推計で見込んでいた改修工事費を超過

してしまいました。

また、この視点①、②のみの改修では、あり方検討委員会を経て策定した教育委員会の方針や、これまで行ってきた市民アンケートや各館運営協議会等の意見交換で出された意見をほとんど生かすことができないということになりますので、そうであれば、文化センターとしては、全面的な改修を行うことが望ましいと考えました。

さらに補足しますと、物価高騰や労務単価の上昇、必要な物資の調達の困難さ等は、今後も先行きが不透明な状況にありますので、今後、さらなる事業費の増大も見込まれることが確実であり、事業の継続が途中で困難になることも考えられました。

そこで、基本計画策定段階で一旦立ち止まり、事業の進め方を再検討することとし、大規模改修基本計画の策定を終了することを提案したものでございます。

以上です。

○齊藤委員 ほかにありますか。

○松田委員 今話にあった一旦立ち止まるということで、これで大規模改修基本計画の策定を終了するということですが、終了するということは、今後、策定業務は、どうなっていくのか。

また、再検討は、どんなふうしていくのかを教えてください。

○高花文化センター長 以前、教育委員会議でお示しした大規模改修基本計画の策定スケジュールでございますけれども、この後、大規模改修基本計画案のパブリックコメントを行って、6月末までに計画を策定するスケジュールとしておりましたが、大規模改修基本計画は策定せずに終了しますので、パブリックコメントも実施せず、案のまま終了となります。

また、2番目の質問ですが、今後の進め方を再検討する具体的なことでございますけれども、まずは安全、安心して市民の方に施設を利用してもらい、施設設備の劣化に伴う故障等により施設が休館となることがないよう、安全面を最優先に最低限の維持修繕は行わなければならないと考えていますので、修繕計画を策定する等して、文化センター4館の維持管理に努めていきたいと考えております。

その上で、市民アンケート等を通して、社会ニーズや市民の皆さんが文化センターに求めていることが分かりましたので、文化センターを今後どのように改修し、運営していくか、様々な可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松田委員 ありがとうございます。確かにこれだけの費用がかかることは、このまま進めるのは現実的ではないと思いました。

この大規模改修を検討するきっかけになったのは、開館から30年以上経っているということですよ。いろいろな設備が古くなってきているのが理由だと思うので、再検討する間も、また時間が経っていくので、劣化等、いろいろなことが出てくると思いますので、その辺の施設の維持管理をきちんと行って、市民の方々に支障がないような形で進めていってほしいと思っています。

○高花文化センター長 今の御意見、承知いたしました。

○齊藤委員 ほかにございますか。

それでは、私から、関連になってしまいますが、今の質問の施設や設備の維持管理で、文化センターが担っていく文化芸術活動や生涯学習活動が中断することのないよう、ソフト面でもしっかり対策を講じていただきたいということを一言添えます。

○高花文化センター長 おっしゃるとおりでございます。進め方を再検討する期間中も、これまで実施してきた各館の事業は原則として継続していきますので、市民の皆さんに不利益が生じないように、施設の維持管理に加え、事業運営にも配慮していきます。

○齊藤委員 また私からよろしいですか。繰り返しになってしまいますが、適切な維持管理や、現在行っている事業が継続していくということは分かりました。

先ほどのお話では、今後の改修に向けて様々な可能性を検討するとありましたが、具体的に考えていることはありますでしょうか。

○高花文化センター長 令和8年3月に公共施設等総合管理計画が改定されまして、公共施設の最適配置の考えが、より強く押し出されました。

最適配置の考えとは、今ある公共施設ありきではなく、利用する市民の皆さんや地域の特性を考慮して、施設の機能や配置の再検討を進めることで、時代に合わせて公共施設の最適配置を進めていくという視点となります。

また、白井駅・西白井駅周辺ビジョンも策定されまして、公共施設も含めた駅周辺の再編の検討が進むことになっています。これらは、文化センターのあり方検討委員会で検討していた時点にはなかった計画でありますので、文化センターも駅周辺施設の一つになりますので、こういった動きの中に文化センターも含めて検討していくこと等、様々な可能性を検討していきたいと考えています。

以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。前後になってしまい申し訳ないのですが、令和5年5月に策定した教育委員会の方針では、4館の存続となっていました。先ほども説明に出てきましたけれども、この点については、どうなるのかを確認したいのですが、よろしくお願いします。

○高花文化センター長 今回、計画策定を一度終了し、進め方を見直す判断をしたのは、事業費が増大している事業計画案のまま事業を進めると、市のほかの事業運営にも影響を与えてしまうため、令和5年5月に策定した教育委員会の方針を達成できないと判断したためでございます。

この教育委員会の方針につきましては、4館を存続することは変わりませんけれども、文化センターをどのように大規模改修するかという前提条件が変わってきますので、今後、見直しも念頭に置きながら検討を進めていくものと考えています。

以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

そのほかございますか。

○中里委員 大規模改修について、令和2年、文化センターのあり方検討委員会から今日まで、長い時間をかけて検討を進めてきたとは思いますが、これまで検討してきて、その中の過程で得られた成果は何かありますでしょうか。そして、それらの成果を今後も活用していけるものはありますでしょうか。

○高花文化センター長 まず、2か年にわたる文化センターのあり方検討委員会での検討では、文化センターの今後のあり方について、施設の現状や課題、利用状況、維持管理の状況や財政面からの課題、利用されてきた方たちの思い等、様々な立場の方からの意見を踏まえ、提言を頂き、教育委員会の方針の策定につなげることができたことは、一定の成果であります。

また、今回実施している大規模改修基本計画策定業務では、教育委員会の方針に基づいて、文化セ

ンターの改修内容の具体化を進めるため、大規模改修基本計画を策定するものでしたが、市民アンケートや各館の運営協議会から意見をお聞きし、具体的な改修内容の検討を行ったことで、社会ニーズの変化や、市民の皆さんが文化センターに求めていることを把握できたことは、今後の再検討でも活用できる成果と捉えております。

特に、大規模改修基本計画策定業務で実施した施設設備の劣化度調査は、あり方検討委員会時点では把握できていなかった、より詳細で専門的な見地から、施設の劣化や既存不適格等、施設の現状を把握して基本計画を策定するためには、必要不可欠な作業でした。

その結果、把握した市民ニーズも踏まえて具体的な改修項目を検討し、費用の積算を進めてきたことで、近年の物価高騰や労務単価の上昇が事業に及ぼす影響により、文化センターの4館を現状維持するだけの改修でも、かなりの費用を要することが判明したことは、今回の判断の大きな材料となりました。

あり方検討当時と比べても、社会情勢が大きく変化している中、無理に工事を進めるのではなく、一度立ち止まって再検討するという判断を曖昧な印象ではなく、数字や専門的な検討結果に基づいて結論を出せたことで、市民の皆さんに責任ある行政運営を進めることができたものと捉えており、これまでの検討期間は、文化センターの今後のあり方を考える上で、非常に有用な検討ができたものと総括しております。

したがいまして、これまで実施してきました調査や改修内容の検討等、特に基本計画策定段階で検討した施設や設備の劣化状況を把握した市民ニーズ等のデータや整理された課題につきましては、今後進める再検討の際にも、基礎資料として活用していきたいと考えています。

以上でございます。

○齊藤委員　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○中里委員　はい。

○齊藤委員　ほかに質問等はございますか。

それでは、これまでの話を少しまとめます。

まず、文化センターの改修に関する今後の方針についてですが、現在の社会情勢の影響で物価上昇が想定されております。改修工事費もこれだけ増えること、このまま進めるのは難しいという意見も出ました。

また、何か工事を減らして費用を削減するということを検討もしましたが、施設設備の老朽化等に関わる費用負担が大きく、削減できる費用はわずかな金額ということも分かりました。

これらを踏まえて、協議事項の大規模改修基本計画を策定した上で、改修工事に着手する現行の計画を見直して、今後の進め方を再検討すること。

これに伴い、策定中の大規模改修基本計画の策定を終了するということについては、やむを得ないのではないのでしょうか。

また、今後の計画として、3月に公共施設等総合管理計画が改定され、公共施設の最適配置の考えが、より強く押し出されていた説明もありました。

今後、計画を見直すことはやむを得ないとしても、既に施設や設備は老朽化しているので、設備が安全に利用できるよう、しっかり維持管理を行ってほしいという意見も出されました。

この会議では、今後の進め方を再検討すること、そして大規模改修基本計画の案を終了するという

協議事項については進めてもらい、要望として、施設が安全に利用できるための維持管理をしっかりと行うことと、現在の文化芸術活動や生涯学習活動を続けることを市にお願いし、文化センターがよりよい形で改修され、様々な人が利用できる場所となるよう期待して終了とすることで問題はないでしょうか。

それでは、今まとめた意見でよろしければ、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○齊藤委員 全員の挙手ということで、以上で協議を終了します。

ありがとうございました。

報告第1号 「白井市生涯学習推進委員会委員の任命について」

○齊藤委員 日程8、報告事項です。

報告第1号 「白井市生涯学習推進委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

○奥村生涯学習課長 報告第1号 「白井市生涯学習推進委員会委員の任命について」、御説明いたします。

本件は、白井市附属機関条例第4条第1項及び第3項の規定により、白井市生涯学習推進委員会委員として、別紙のとおり任命したので報告するものです。

裏面を御覧ください。

今回報告する委員につきましては、令和8年度、新年度となりまして、人事異動及び団体からの推薦により変更となるものでございます。

任期は、前任者の残留期間となっております。

新たな委員につきましては、太枠で囲っております上から、小学校長から中野靖子氏、中学校長から志賀寿長氏、高等学校長、勝田幸裕氏、PTA連絡協議会代表、金井恵太氏の4名となっております。

説明は以上となります。

○齊藤委員 ありがとうございました。

報告第1号について、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

御質問等がないようですので、報告第1号について終わりにします。

報告第2号 「白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について」

○齊藤委員 続きまして、報告第2号 「白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について」、事務局から御説明をお願いします。

○村田教育部参事 では、報告第2号 「白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について」、御説明いたします。

本案は、白井市学校給食センター運営委員会4号委員及び5号委員に変更が生じたため、白井市学校給食センター設置条例第4条第4項の規定により、委嘱及び任命するものです。

裏面の委員名簿を御覧ください。

初めに、7番、4号委員、公共団体等の代表者につきましては、白井市PTA連絡協議会から御推

薦をいただいた白井第二小学校PTA会長のただの舞子氏を、次に、5号委員、教育機関の職員は、教育機関の人事異動に伴い、白井市校長会からの推薦により、8番、大山口小学校長の榛沢宏一氏、10番、白井中学校長の木村緑里氏を、また、12番、養護教諭、水谷彩氏につきましては、昨年度まで桜台小学校に在籍し、アレルギー食に対する児童の対応や学校給食関係事務に携わってきた経験豊富な教諭であり、委員構成の小・中学校の就任バランスを考慮し、委嘱及び任命するものでございます。

委員の任期につきましては、令和10年7月31日までの前任者の残任期間となります。

以上、説明を終わります。

○齊藤委員 ありがとうございました。

報告第2号について、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

御質問等がないようですので、報告第2号について終わりにしたいと思います。

報告第3号 「令和8年度白井市教育委員会事務事業点検評価者の選任について」

○齊藤委員 続きまして、報告第3号 「令和8年度白井市教育委員会事務事業点検評価者の選任について」、事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 報告第3号 「令和8年度白井市教育委員会事務事業点検評価者の選任について」の御説明をさせていただきます。

本報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者を選任いたしましたので報告するものでございます。

裏面を御覧ください。

今年度の教育委員会事務事業評価の学識経験者として選任したのは、伊藤久男氏、小林正継氏、本間賢一氏の3名となります。

3名とも、元学校長や元教諭で、学校現場での経験豊富な方々となっております。

以上、報告第3号 「令和8年度白井市教育委員会事務事業点検評価者の選任について」の御説明となります。

○齊藤委員 ありがとうございました。

報告第3号について、御質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

御質問等がないようですので、報告第3号について終わりにしたいと思います。

これより非公開案件に入りたいと思います。

傍聴人の方は御退出をお願いいたします。

ここで少し休憩にします。再開は3時5分。

午後2時58分 休 憩

午後3時 5分 再 開

○齊藤委員 それでは、そろいましたので再開します。

非公開案件 報告第４号 「要保護準要保護児童生徒の認定について」

○齊藤委員 以上、本日の議決事項、協議事項、報告事項については終了です。

この後の進行は、事務局にお返しをいたします。

○事務局 齊藤委員、ありがとうございました。これより事務局が進行を行います。

○その他

○事務局 日程９、その他です。何かありましたら、お願いいたします。

〔挙手なし〕

○事務局 それでは、事務局から７月の会議日程をお知らせいたします。

７月の定例会は、７月７日、火曜日、午後２時、場所は東庁舎３階３０２、３０３会議室になります。事務局からは以上です。

○教育長閉会宣言

○事務局 日程１０、閉会宣言。

井上教育長、お願いいたします。

○井上教育長 以上で令和８年第６回白井市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後３時１１分 閉 会